政令月収の算出方法

(1)世帯全員の総所得金額の算出

所得がある人全員分の総所得を合算します

総所得の確認方法

○給与収入のみの方

令和6年度市民税・県民税所得課税証明書

令和6年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書

令和6年度市民税・県民税(税額決定・納税通知書)

いずれかの<mark>総所得金額</mark>

○複数の収入がある方

令和6年度市民税・県民税所得課税証明書の総所得金額

(2)世帯の控除額の算出

控队	余の種類	内容	控除額	合計
1	給与所得等控除	所得がある人	100,000 円× 人 ※所得が10万円以 下の場合はその額	田
2	同居及び扶養控除	同居者又は同居しない扶養親族	380,000円× 人	円
3	特定扶養控除	扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満 である方	250,000円× 人	円
4	老人扶養(同一生計配偶者)控除	同一生計配偶者および扶養親族で 70 歳以上の方	100,000円× 人	円
5	寡婦控除	所得がある寡婦 [※] の場合 ※夫と離婚または死別等後婚姻せず、 扶養親族を有する(死別等を除く。) 総所得金額が500万円以下の者	270,000 円× 人 ※所得が 27 万円以 下の場合はその額	円
6	ひとり親控除	所得があるひとり親*の場合 ※現に婚姻しておらず、生計を同一に する総所得金額が 48 万円以下の子を 有する総所得が 500 万円以下の者	350,000 円× 人 ※所得が 35 万円以 下の場合はその額	円
7	障害者控除	申請者及び同居親族並びに扶養親族 の中に障がい者がいる場合	270,000円	円
8	特別障害者控除	申請者及び同居親族並びに扶養親族 の中に障がい者がいる場合	400,000円	円
合計(1から8までの控除額の合計)				世帯の控除額合計 円

(3) 政令月収の算出

「世帯全員の総所得金額」から「世帯の控除額」を差し引き、12 で割った額が政令月収となります。 <u>計算式</u>

政令月収= (「世帯全員の総所得金額」 - 「世帯の控除額」) /12

【計算例】

家族構成 本人 総所得金額 100万円 こども(4歳、2歳)

- (2) 世帯全員の総所得金額の算出 100万円
- (3)世帯の控除額の算出

10万円(給与所得等控除)×1(本人) +38万円(同居及び扶養控除)×2人(こども) +35万円(ひとり親控除)×1(本人)

【障がい控除について】

普通障がい者控除(27万円):身体3~6級、精神2,3級、療育Bの入居者又は同居者特別障がい者控除(40万円):身体1,2級、精神1級、療育Aの入居者又は同居者